

令和２年第２回白鷹町議会定例会 第１日

議事日程

令和２年３月５日（木）午前９時３０分開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | | 施政方針 |
| 日程第 6 | 議第 2 号 | 令和２年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 7 | 議第 3 号 | 令和２年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議第 4 号 | 令和２年度白鷹町下水道特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 5 号 | 令和２年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議第 6 号 | 令和２年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議第 7 号 | 令和２年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 12 | 議第 8 号 | 令和２年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 13 | 議第 9 号 | 令和２年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第 14 | 議第 10 号 | 令和２年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第 15 | 議第 11 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 16 | 議第 12 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 17 | 議第 13 号 | 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
の設定について |
| 日程第 18 | 議第 14 号 | 白鷹町地域交流施設の設置及び管理に関する条例の設定につ
いて |
| 日程第 19 | 議第 15 号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第 20 | 議第 16 号 | 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議第 17 号 | 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第 22 | 議第 18 号 | 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 3 議第 1 9 号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議第 2 0 号 白鷹町営住宅条例及び白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 5 議第 2 1 号 白鷹町上水道給水条例及び白鷹町水道事業等の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 6 議第 2 2 号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 7 議第 2 3 号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第 4 号）につい
て
- 日程第 2 8 議第 2 4 号 令和元年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 2 9 議第 2 5 号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 3 0 議第 2 6 号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につ
いて
- 日程第 3 1 議第 2 7 号 令和元年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）について
- 日程第 3 2 一般質問
- 日程第 3 3 議第 2 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 4 議第 2 9 号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 3 5 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

1 番	今 野 正 明 議員	2 番	金 田 悟 議員
3 番	横 山 和 浩 議員	4 番	竹 田 雅 彦 議員
5 番	丸 川 雅 春 議員	6 番	笹 原 俊 一 議員
7 番	小 口 尚 司 議員	8 番	奥 山 勝 吉 議員
9 番	山 田 仁 議員	1 0 番	菅 原 隆 男 議員
1 1 番	関 千鶴子 議員	1 2 番	遠 藤 幸 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	横 澤 浩
教 育 長	沼 澤 政 幸
総 務 課 長	樋 口 浩

税務出納課長	高	橋	浩	之
企画政策課長	菅	間	直	浩
町民課長	鈴	木	克	仁
健康福祉課長	長	岡		聡
商工観光課長	齋	藤	重	雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大	木	健	一
建設水道課長	佐	藤	雅	志
病院事務局長	渡	部	町	子
教育次長	田	宮		修
監査委員	竹	田	謙	一

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中	村	裕	之
係長	橋	本	達	也
書記	菅	原	美	樹

〈午前9時28分〉

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

開会前に申し上げます。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災から、早いもので9年が経過しました。広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、かけがえのない多くの命が奪われました。当時の映像は、大きな衝撃として深く記憶に残っております。

また、関連する原発事故は、いまだ多方面に影響を及ぼしており、復興の道は遠く感じております。

3月11日は常任委員会が開催される予定でありますので、3月定例会の初日に当たり、犠牲になられた方々を追悼するとともに、早急な復興を願い、ご参集の皆様全員で黙禱をささげたいと思います。ご協力をお願いいたします。

○議会事務局長（中村裕之） それでは、皆様ご起立をお願いいたします。

黙禱。

お直りください。ご着席願います。

○議長（今野正明） ご協力ありがとうございました。

開 会

〈午前9時30分〉

○議長（今野正明） ことは新型コロナウイルス感染対策も影響すると思われますが、今定例会も啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、「古典桜の里・白鷹」をアピールすべく定例会に臨みたいと存じます。

これより令和2年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付している文書のとおりです。

○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたしま

す。

3 番 横山和浩君

4 番 竹田雅彦君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月26日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月5日から3月17日までの13日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、会期は3月5日から3月17日までの13日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（今野正明） 日程第 3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。中村議会事務局長。

○議会事務局長（中村裕之） 諸般の報告。

1. 第71回山形県町村議会議長会定期総会、2月14日、山形市で開催されました。

議長の異動や会務報告を了承し、令和2年度事業計画並びに収入支出予算、会費分賦収入方法等について原案のとおり議決しました。また、「地方創生のさらなる推進」を初め「町村議会機能の強化」、「少子化対策の推進及び社会福祉対策の充実強化」など11項目を盛り込んだ決議を採択いたしました。

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月14日、白鷹町で開催されました。

会務報告及び予算執行状況報告を受け、令和2年度事業計画及び予算、負担金分賦等について原案どおり議決しました。

以上でございます。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（今野正明） 日程第 4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

第1点目は、新型コロナウイルスの対策についてであります。

まず初めに、町民生活に最も影響が生じており、国全体の喫緊の課題である新型コロ

ナウイルスによる感染症対策の現状を報告いたします。

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、世界各地で感染が報告されており、日本国内においても1月に最初の感染者が確認され、日を迫うごとに感染者数がふえ続けている状況にあります。

現在、山形県内においては感染者は確認されていないものの、町では2月25日、副町長を座長とする「白鷹町感染症対策連絡会議」を立ち上げ、情報の共有・分析、基本的な対処方針を協議してまいりましたが、政府による公立小中学校の臨時休校の要請を受け、情報を一元化し、より迅速な対応を図るため、2月28日、連絡会議から町長を本部長とする「白鷹町感染症対策本部」に移行いたしました。

対策の内容といたしましては、町民の皆様方に臨時に文書配布を行い、感染予防に対する注意事項や感染が疑われる場合の留意点等の周知を行うとともに、庁舎等の窓口には周知文と消毒剤の設置を行うなど、感染拡大に備え対策を講じてまいりました。

町内小中学校の臨時休校に伴う対応につきましては、放課後児童クラブの受け入れ態勢を強化し対応に当たるほか、万全を期して対策に当たってまいります。

今後予定されている集会等につきましても、集団感染の発生防止を踏まえ、自粛または延期の要請をさせていただいております。小中学校の卒業式においても、規模を縮小しての実施をせざるを得ない状況でありますので、何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

町内の各業種における経済活動においてもその影響は必至と考えられるところであり、暖冬・少雪対策、町内商業施設の閉鎖とあわせ、経済対策として利子補給制度の創設を行うなど、今後とも国、県等の関係機関との連絡調整やきめ細やかな情報収集を行い、町民生活の安全確保に努めてまいります。

2つ目は、白鷹町の暖冬・少雪対策についてであります。

白鷹町内においては、異常気象により本来降雪の本番時期である1月から2月にかけてもほとんど雪の日がなく、町内の積雪調査地点においては2月19日現在、多いところで25センチメートルと例年にない少雪の状況となっております。

これらの状況を踏まえ、町では2月10日に副町長を座長とする白鷹町異常気象対策連絡会議を立ち上げ、各所管における影響等に関する情報共有を図り、対策に努めてまいりました。

とりわけ除排雪事業においては稼働日数が例年を大幅に下回り、受託事業者では作業員の人件費や重機の維持管理費等の負担が増すなど、大きな影響が出ていることから、作業補填料に人件費を追加して支給するとともに、小規模工事を早期に発注するなどの対策を講じてまいりました。

白鷹スキー場においては今シーズンの営業日数が12日間にとどまり、まとまった降雪も期待できないことから、2月末をもって営業を終了したところであります。町民スキ

一大会、スキー場祭りも中止となり、スキー場運営に係る賃金等の補償やリフトシーズン券の払い戻し等の対応をしているところであります。

農作物に与える影響につきましては、現在県からの技術指導を受けて、農家の皆様方に情報提供を行っております。また、本来冬期間の貯水は行わない農業用ため池につきましては、今春の水不足を想定し、ため池管理者に対し貯水を依頼しております。

今後におきましても、関係機関との情報交換、共有を図りながら、春先の農作業への影響がないよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

○施政方針、議第2号～議第14号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（今野正明） 日程第5、施政方針から日程第14、議第10号 令和2年度白鷹町立病院事業会計予算についてまで、以上10件は令和2年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日、ここに白鷹町議会3月定例会の開会に当たり、令和2年度に臨む町政運営につきまして所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の地方財政対策におきましては、地方交付税が2年連続での増加が見込まれており、地方の一般財源総額につきましては、令和元年度を上回る対応が図られております。

しかしながら、国におきましては「地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方交付税制度を初めとする地方行財政改革を進める」こととしていることから、地方自治体の主要財源である地方交付税の動向等の地方財政対策に注視し、歳出効率化等への取り組みを前向き、かつ具体的に進めていくことがこれまで以上に求められているものと認識しております。

本町の財政状況につきましては、公債費や社会保障関係経費等の義務的な経費が増加傾向にあるとともに、人口減少対策等の主要施策の展開による財政支出も引き続き見込まれることから、財政指標等は一定の水準を確保しているものの、より一層計画的な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

このような状況の中で、令和2年度予算につきましては、「まちづくり複合施設整備事業」や「老人福祉施設整備支援事業」等の大規模プロジェクトの終了を受けて、持続可能で健全な財政運営の確保を念頭に、行財政改革を緩めることなく推進しながら町政運営を行うこととし、「第6次白鷹町総合計画」のスタートに向けて、未来につながる

まちを目指し、共創のまちづくりの理念のもと、最重要課題である人口減少に対応する総合的な施策化を図りながら、まちづくりの将来像の実現と地方創生や置賜定住自立圏構想の推進に向けた取り組みを確実に実行していく観点から編成いたしました。

この結果、一般会計当初予算額は75億8,000万円となり、前年度に対し9億7,000万円、11.3%の減少となったものです。

さらに、令和元年度補正予算におきまして、「郷土資料保存活用推進拠点施設整備事業」や「担い手確保・経営強化支援事業」などの国の補正予算に対応した事業を前倒しで計上し、明許繰越も視野に入れて進めていることから、令和2年度はこれらと当初予算とを合わせまして、実質的に77億3,500万円規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入・歳出について申し上げます。

初めに歳入の状況であります。一般財源につきまして、町税は11億7,743万1,000円で、固定資産税の増収見込み等により0.9%の増となっております。地方交付税33億9,500万円のうち、普通交付税は公債費の増加に伴う交付税算入分の増加及び「地域社会再生事業費」の創設の影響等を見込み1億2,700万円、4.3%の増、一方、特別交付税は前年度と同額の2億9,000万円を見込んでおります。このほか、繰入金は財政調整基金及び公共施設整備基金からの繰り入れの皆減により82.6%の減、臨時財政対策債を除く町債につきましては61.2%の減で4億9,060万円となっております。

次に歳出につきましては、性質別に見ますと、義務的経費の人件費は会計年度任用職員分の皆増等の影響により17.9%増の12億3,829万7,000円、扶助費は認定こども園に係る施設型給付費負担金の減等により3.3%減の11億6,396万3,000円、公債費は6.1%増の10億1,955万3,000円となり、義務的経費全体では6.4%の増となっております。

普通建設事業費は、「まちづくり複合施設整備事業」の皆減等により67.0%の減の5億3,351万4,000円となっております。

補助費等は、「東京オリンピック・パラリンピックホストタウン交流事業」の増等により0.6%増の13億4,545万6,000円、物件費は、会計年度任用職員への移行による賃金の皆減により8.6%減の10億34万1,000円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で59億8,313万9,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、水道事業会計及び下水道特別会計における荒砥橋架替に合わせて行う配水管等の添架工事の一部完了等により4億3,032万5,000円、6.7%の減となったものです。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は135億6,313万9,000円、9.4%の減となったものです。

次に、具体的な施策につきまして申し上げます。

白鷹町誕生から65年、立町以来の「快適で豊かな田園都市の創造」の思いをつなぎ、平成22年度から10年間、第5次白鷹町総合計画により、「笑顔かがやき 心かよう 美

しいまち」を将来像に、5つのまちづくりの目標を掲げ、諸施策に取り組んできました。

その間、予測をはるかに超える人口減少の動向など、本町を取り巻く情勢は大きく変化しており、引き続きさまざまな課題に適切に対応し、総合的かつ持続可能なまちづくりを進めるために、新たな将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」を掲げ、第6次白鷹町総合計画を策定いたしました。

この計画は、基本構想の策定段階から、「まちづくり町民会議」を初めとする町民の皆様とともに策定したものであり、今後は計画に記述された内容を町民の皆様とともに共創の理念のもと、着実に具現化することが大切と考えております。

令和2年度をスタート年とする前期基本計画では、新たな将来像の実現に向けて、地域資源を生かし、相互補完し連携するまちづくりをコンパクト・プラス・ネットワークと位置づけ、各分野の施策のうち、「人づくり」、「産業・経済」、「地域力」、「定住化」の4つの分野を施策の柱として着実に進めることとしております。

加えて、個々につながり循環する6つの重点プロジェクトを位置づけ推進しつつ、特に急速な人口減少に的確に対応するため、人口減少緊急対策として住環境の整備等による本町版「職住育近接」を実現することで、20～30歳代の子育て世代の転出抑制及び移住促進により定住人口を確保してまいります。

そのほか、本計画で掲げた各施策を確実に実行していくことで、新しい令和の時代にふさわしい、希望にあふれ、町民一人一人が生き生きと活躍し輝く未来につながる町を目指してまいります。

若い世代の結婚や子育ての希望を実現するためには、子育て世代の夫婦がともに仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境整備が重要です。ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援、婚活サポートなど、少子化対策を総合的に推進してまいります。

特に子育て支援につきましては、令和2年度を初年度とする第2期「子ども・子育て支援事業計画」にのっとり、次代を担う子どもたちの健やかな成長と子育て家庭を支援してまいります。

また、幼児教育・保育に関するサービスにつきましては、町内の教育・保育施設全園での0歳児からの保育受け入れや延長保育、一時預かり保育等を引き続き実施するほか、新たに病児保育施設等の利用料の一部について支援を行ってまいります。

教育とは、未来への大きな投資であり、教育による「人づくり」はいわば将来の町をつくるためのものであると考えております。

学校教育関連では、グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上に向け、小学校における英語の教科化等に対応するため、英語指導助手、いわゆるALTの配置の拡充を行い、新たに英語における、聞く、話す、読む、書くことの4技能の診断・評価・指導改善を行う検定プログラムを取り入れ、英語教育の充実を図ります。

また、未来を生きる子どもたちにとって、パソコン端末は鉛筆やノートと並び必須のものであり、今や社会のあらゆる場所でＩＣＴの活用が日常のものとなっております。そのため、必修となるプログラミング教育には、ＩＣＴ支援員配置による授業支援を全小学校で実施することで対応いたします。

さらに、少子化の中、将来を担うかけがえのない児童生徒を大切に育てるため、学校生活支援員の増員により、きめ細やかなサポート体制のさらなる拡充を図ってまいります。

これらの実施により、主体的・対話的で深い学びの視点に立って教育の実現を目指してまいります。

あわせて、老朽化した鮎貝小学校プール及び蚕桑小学校校舎屋根を改修し、安全安心な学習環境を確保してまいります。

そのほか、安全安心な給食の提供に向け、食器消毒保管機の更新、地元食材の積極的な活用に努めつつ、味や品質を確保してまいります。

荒砥高等学校の魅力ある学校づくりに向け、引き続き、新入生応援事業や介護職員初任者研修、教育支援員の配置、部活動への支援を実施していくとともに、白鷹高等専修学校につきましても、教育体制の充実に向け、置賜管内各市町と連携した支援を継続してまいります。

生涯学習、芸術文化面では、より多様な学習機会の創出を図るため、町民みずからが企画し実施する自発的な生涯学習活動への支援を行います。また、文化交流センター「あゆむ」にて開催予定の梅津五郎画伯の生誕100周年記念事業を支援をしてまいります。

文化財関連につきましては、文化財活用コーディネーターを中心に、引き続き旧中山小学校体育館内の保管民具の調査を実施するとともに、郷土資料館整備構想の具現化を図ってまいります。当該施設を拠点としつつ日本の紅（あか）をつくる町拠点施設と連携していくことで、さらなる文化財の活用と次世代への継承に取り組んでまいります。

図書館につきましては、図書の管理システムや読書通帳を活用しながら、誰もが足を運びたくなる魅力ある図書館づくりを進めてまいります。

スポーツの推進につきましては、総合型地域スポーツクラブ「ＲＯ＊ＫＵ」の事業を町体育協会が実施できるよう準備を進めているところであり、スポーツがより身近な活動になっていくよう取り組みを支援してまいります。

また、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催年であり、聖火リレーの白鷹町通過を盛り上げるとともに、ホストタウン事業として中国の青少年や国内外スポーツ選手との交流を推進するため、関係団体と連携して取り組んでまいります。

農業が基幹産業である本町にとって米は主要な作物であり、農家の安定した所得確保のためにも需要に応じた米の生産が必要となります。オール山形の取り組みとして県農

業再生協議会から提示される生産の目安に基づいた白鷹地区とも補償事業の継続実施により、米の生産者と生産調整への協力者が一体となった取り組みを推進してまいります。

また、引き続き各地域での話し合いをベースとした、「人・農地プラン」に基づき、担い手への農地集積を推進するとともに、将来の地域農業の担い手確保と育成支援を行うことで、持続可能な産業としての農業の振興に努めてまいります。

さらに、本町の豊かな農産物等を生かし、農業者のみならず商工業者など多様な事業者が連携して付加価値を創出する第6次産業化の推進に向けて、新たに策定した第6次産業化推進戦略を具現化してまいります。

また、日本型直接支払交付金事業の積極的活用により、農村の多面的機能の維持・発揮につなげるとともに、スマート農業の実現に向け、新たにドローンオペレーターの認定取得を支援してまいります。

本町の森林につきましては、杉を中心とする民有人工林の8割が主伐期を迎えています。適正な森林整備と木材活用による緑の循環システムの構築に向け、引き続き森林境界の明確化を進めるとともに、森林環境譲与税や国県事業を活用した森林整備の実施、再造林後の保育支援を計画的に行ってまいります。

また、この豊富な森林資源を生かして、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、首都圏での町産木材利用の検討など、新たな木材需要創出に向けた取り組みを実施してまいります。

近年被害が増大している有害鳥獣の対策につきましては、被害の未然防止につながる森林景観や緩衝林の整備、電気柵の導入等に対する支援を拡充するとともに、引き続き狩猟免許の取得に係る費用の支援を実施してまいります。

地域産業の活性化と雇用の場の創出を目指し、引き続き企業立地及び設備投資に伴う雇用の創出を促進するとともに、受注拡大に向けた取り組みを展開してまいります。

さらに、中小企業における技術の高度化や技能取得のための取り組みを促し、現場力や技術力の向上を図りつつ、若者の創業支援や意欲ある小規模事業者の経営改善を後押しし、販路開拓や設備投資を支援してまいります。

雇用情勢につきましては、依然、有効求人倍率が高水準で推移しているところですが、各企業においては人手不足感が高まっております。引き続き、就労環境の改善に向けた取り組みを展開するとともに、新たに正社員化に向けた取り組みを支援してまいります。

商業につきましては、人口減少により取り巻く環境が一層厳しいものとなっております。地域交流商業施設に交流広場機能を付加することで新たな拠点として強化しつつ、買い物環境の充実を図るため、買い物困難地域の解消や高齢者等の買い物の利便性向上に取り組んでまいります。

観光につきましては、新たな白鷹町観光交流推進計画に基づき、「日本の紅（あか）をつくる町」、「体験観光と町内周遊」、「魅力発信とインバウンド」の3つを重点施策として取り組んでまいります。

特に、インバウンド受け入れの体制整備や次代を担う若者の国際意識を醸成する取り組みを実施するほか、誘客拡大を図るため、引き続き広域観光の推進や近隣市町を含む民間関係団体と連携した地域連携DMOによる取り組みを実施しつつ、新たな地域の魅力発掘・発信のため、東京外語大学等とのインターンシップによる連携事業を推進してまいります。

さらに、今般法人化された観光協会に対し、組織体制の強化と安定した運営に向けた支援を行ってまいります。

地域防災力の向上に向け、ため池等決壊を想定し、自主的な避難やふだんからの備えの強化にご活用いただくため、新たに防災重点ため池のハザードマップを作成いたします。

防災基盤の整備につきましては、小型ポンプ積載軽自動車3台を更新配備、有蓋貯水槽や消火栓など消防施設の整備にも引き続き取り組みつつ、新たに救助用半長靴を整備するなど、消防団の装備を充実してまいります。

町民が主役の地域づくりをより一層実践するため、各地域では地域づくりの拠点であるコミュニティセンターを中心に、地域課題の解決に向け議論を重ねていただいております。今後も各コミュニティセンターが地域づくりの拠点となり、地域の創意工夫が発揮されるよう、地域づくり推進交付金等による支援を継続してまいります。

環境保全の取り組みについては、環境保全活動、環境情報の提供などに携わる団体や事業者とお互いに連携を図りながら、持続可能な美しいまちづくりに向けて取り組んでまいります。また、地球環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギーの活用を推進し、個人住宅の太陽光発電設備の設置に対する助成や、森林資源の活用を目指した木質バイオマス燃焼機器の設置に対する助成を継続して実施してまいります。

道路交通網の整備につきましては、県事業の主要地方道長井白鷹線荒砥橋架替工事が完成し、いよいよ供用が開始されることとなります。引き続き国道287号菖蒲下山地内や長井～白鷹間西廻り幹線道路の早期着工など、幹線道路網の整備促進に向けた取り組みを実施してまいります。町道維持・整備では、個別施設計画に基づく長寿命化のための舗装改修を初め、計画的な道路改良・維持補修等に取り組みつつ、橋梁安全対策として橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化している町道橋の詳細設計や補修工事を計画的に実施してまいります。

河川水路維持関連では、畔藤地区の大二百刈水路整備について継続して取り組むとともに、新たに新田堰放水路の整備に取り組み、豪雨等に対する安全性の向上に努めてま

います。

下水道事業では、荒砥橋架替に伴う関連工事を進めるとともに、農業集落排水施設の公共下水道への統合に向けた工事を実施してまいります。また、令和5年度の移行に向け、地方公営企業法適用への移行事務に取り組んでまいります。

さらに、町全域の生活排水処理率の向上を図るため、町設置管理型による合併処理浄化槽の設置を推進しつつ、新たに宅内配管の整備を支援してまいります。

水道事業では、荒砥橋架替に合わせて給水体系を強化するため配水管の整備を進めるとともに、老朽化した機械設備の更新を計画的に進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、地域住民が主体となって運営する居場所づくりを支援し、参加する誰もが生き生きできる場の確保に努めるほか、認知症高齢者や障がい者の権利擁護を推進するべく、置賜定住自立圏による、仮称でございますが、置賜成年後見センター設立に向けて、関係機関と連携を強化し取り組みを進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を提案させていただき、全ての町民が障がいの有無にかかわらずともに支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け努力してまいります。

健康づくり事業につきましては、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病予防・重症化防止に取り組んでまいります。特に、さまざまな病気の要因となり得る高血圧の予防に関し、「推定食塩摂取量検査」を新たに実施し、自己の食生活を見える化することによる減塩の取り組みを推進します。

本町医療の拠点である町立病院の運営につきましては、外来・入院・在宅・救急診療や検診等の業務を継続的に行い、高度急性期病院との医療連携、町内医療機関との協力体制を図りながら、地域医療の中核を担ってまいります。

山形県地域医療構想に対応し、回復期入院機能と在宅医療部門の充実を図り、地域包括ケアシステムの中軸としての役割をさらに強化するとともに、経営の健全化に努めながら、「地域住民から信頼される病院」の基本理念のもと、良質で安心な医療を提供してまいります。

住宅施策では、定住促進・転出抑制に向けた対策を強化するため、新たな子育て支援住宅の整備に向けた設計業務に取り組んでまいります。加えて、引き続き、住宅リフォーム等を支援するとともに、若者定住を促進するため、住宅の取得を行う若者に対する支援を初めとして、各種支援事業を継続して実施してまいります。

空き家対策につきましては、引き続き現地調査を行い、勧告・命令・行政代執行などの次なる行政措置も視野に入れながら、所有者等に働きかけを行うとともに、所有者等がみずから行う危険空き家の解体に対し、解体費用の一部助成に取り組んでまいります。

また、活用できる空き家対策につきましては、引き続き空き家バンクを通じて賃貸や売買契約する移住者に対する支援を実施してまいります。

関係人口の拡大に向け、首都圏白鷹会や仙台しらたか会、山形市白鷹ふるさと会の支援を行うとともに、新潟県長岡市栃尾地域、宮城県気仙沼市などのゆかりのある地域との交流や災害相互応援協定を締結している自治体との交流を推進してまいります。

また、地方への新しい人の流れをつくるため、本町においては積極的な情報発信やPR・宣伝活動、移住交流の総合的な相談窓口を設置し、若者の移住定住に対する経済的支援や県・JAと連携した食の支援、国・県と連携し仕事をマッチングさせて首都圏から地方へ移住を促す支援制度を活用するなど、引き続きふるさと移住応援プログラムを実施してまいります。

それぞれの地域内における各種サービスの機能を集約し拠点化すると同時に、地域と地域がネットワークでつながり相互補完するコンパクト・プラス・ネットワークの視点でまちづくりを進める必要があります。

新たな都市計画マスタープランに基づき、コンパクトで持続可能な都市の形成に向け、立地適正化計画の策定に取り組んでまいります。

ネットワークの機能を果たす地域公共交通につきましては、山形鉄道株式会社の経営改善に向けた支援を引き続き県及び沿線2市2町が連携して取り組みつつ、デマンド型乗り合いタクシーにつきましては、町外延伸の実証実験を行い、利便性の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

また、地域拠点の1つであり施設の老朽化が課題となっている東根地区コミュニティセンターにつきましては、大規模改修工事に着手し、拠点としての利便性や機能の向上を図ってまいります。

さらには、福祉型小さな拠点形成のための立ち上げを支援してまいります。

その他、引き続き関係市町と連携し、置賜定住自立圏共生ビジョンを推進してまいります。

行財政改革につきましては、新たに第6次行財政改革大綱を策定したところであり、本大綱に基づき、第6次白鷹町総合計画に掲げる施策を効率的・効果的に実現するための組織づくり、人づくりを進めてまいります。

また、効率的行政を推進するため、引き続き共同電算処理や電算システムの共同アウトソーシングを行ってまいります。

また、今年度は行政施策の基礎となる国勢調査の年となっております。各種統計調査とともに確実に取り組んでまいります。

以上、令和2年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいり所存ですので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、施政方針とさせていただきます。

以上であります。

○議長（今野正明） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時30分といたします。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに各会計予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算、十王財産区特別会計予算について、総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） 〔令和2年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した〕

〔令和2年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（今野正明） 次に、下水道特別会計予算、農業集落排水特別会計予算及び水道事業会計予算について、建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） 〔令和2年度白鷹町下水道特別会計予算書を朗読して説明した〕

〔令和2年度白鷹町農業集落排水特別会計予算書を朗読して説明した〕

〔令和2年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（今野正明） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、町民課長、鈴木克仁君。

○町民課長（鈴木克仁） 〔令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した〕

〔令和2年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（今野正明） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） 〔令和2年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（今野正明） 次に、町立病院事業会計予算について、病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） 〔令和2年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（今野正明） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

令和2年度施政方針並びに各会計予算9件を一括して総括質疑を行います。

なお、第1次質疑は登壇して行ってください。7番、小口尚司君。

〔7番 小口尚司 登壇〕

○7番（小口尚司） 令和2年度の施政方針並びに予算案に対し、総括質疑をいたします。

令和2年度から新たに第6次白鷹町総合計画が始まりますが、それに連動した予算であると思います。平成22年からの第5次白鷹町総合計画は佐藤町長が町長に就任し、み

ずからのマニフェストのもとに計画を策定し、諸施策に取り組んできたものと承知しております。

そこで、第5次白鷹町総合計画の10年間を町長としてどのように総括し、評価しているのかを伺います。また、それらをもとに新たな第6次白鷹町総合計画を策定したものと思います。施政方針にもあります新たな町の将来像として「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」を掲げていますが、どのような特徴を持たせたのか伺います。

加えて、ここ数年で大規模なハード事業が終了し、一般会計の当初予算額も3年間続いた80億を超える規模から4年前の平成28年までの予算規模に戻りました。そのような状況下で、新年度へ向けて4つの分野ごとにそれぞれ新規事業、拡充事業がありますが、予算編成の上で特に力を入れたところ、特徴的なところを伺います。

さらに、公債費の増加により将来の負担について不安視する町民の方は少なくないと思います。持続可能な財政運営、まちづくりのために予算編成上考慮したことを伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 小口議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

まず、第5次白鷹町総合計画、10年間ということでの総括、そして評価ということでもありますし、また、第6次白鷹町総合計画にどのようにそれを反映させていたのかということでもありますので、少々長く答弁がなりますけれども、この辺についてはご容赦いただければありがたいと思います。

平成20年の10月に町長に就任させていただいて以来、11年5カ月にわたり町政のかじ取り役を担わせていただいていたところでもあります。就任当時を振り返らせていただきますと、少子高齢化、人口減少が進む中、いわゆるリーマンショックによる世界的な金融不安が町内経済を直撃し、非常に厳しい経済状況でもあったと認識をしております。

そのような中で、町民の皆様と地域、企業、そして行政がそれぞれの役割と責任のもとで、情報を共有しながら対等な関係で協力し、新たな価値を生み出してともに発展していくという共創のまちづくりを第5次総合計画におけるまちづくりの理念として掲げさせていただいてきたところでありました。これまでの諸施策について取り組んできたところでもあります。

第5次白鷹町総合計画の前期基本計画では、「子育て・教育」が1つ、「雇用・産業」が1つ、「地域」が1つということで、3つの柱と重点プロジェクト、そして、後期基本計画では同じくこの3つとともに「防災」の4つの柱を重点プロジェクトをベースに、平成27年に策定いたしました本町版の地方創生総合戦略とあわせ、さまざまな事

業を展開させていただいてきたところでございました。

具体的な施策といたしましては、「子育て・教育」の分野では、子育て世代の経済的支援のために高校生までの医療費無料化や第3子以降の保育料の無料化、中学生までのインフルエンザ予防接種費用の助成などを行ってまいりました。

さらにまた、さくらの保育園やにこぼーと、よつば保育園、愛真こども園などの子育て施設の充実・支援を図らせていただいたとともに、妊婦の方の通院支援や不妊治療費の一部助成などにも取り組んでまいったところでございます。

教育面では、少子化による鷹山小学校と荒砥小学校の統合、東西中学校の統合という大きな決断もさせていただいたところであります。

そのような中で、スクールバスの導入による通学時の安全確保や荒砥小学校や白鷹中学校の大規模改修などの学校施設の整備、学校生活支援員の充実、荒砥高校への応援事業、さらには白鷹中学生と荒砥高校生をオーストラリアに派遣する青少年国際交流事業などにも取り組んできたところであります。

「雇用・産業」の分野では、農業の担い手育成や就農支援を進めるとともに、萩野地区や浅立地区におきまして土地の特性を生かさせていただく基盤整備なども進めさせていただいてきたところでございます。

また、木を植え、育て、伐採し、有効活用をいたしまして、再造林をいたします緑の循環システムの構築にも積極的に取り組んできたところでもあります。具体的には、まちづくり複合施設のほか、特別養護老人ホームなど、民間事業者などにも主体的な取り組みを促しつつ、木材全体の需要拡大を進めてまいったところでございます。

さらに、企業の振興及び雇用の創出を図るため、企業立地促進交付金を拡充するとともに、農工商観の連携を推進し、紅花生産日本一を推進するため、日本の紅（あか）をつくる町のスローガンのもと、地域活性化に取り組んできたところでもあります。

「地域」の分野では、地区公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、特に地域の特色を生かし地域課題に応じ柔軟な事業展開が可能である地域づくり推進交付金を創設するなど、地域が主体的に活動し活力ある地域づくりできる体制を整えてきたつもりでもあります。

さらには、地域おこし協力隊の配置やデマンドタクシーの町内全域での運行、除雪システムの整備などを図るとともに、全町内での防犯灯のLED化も進めてきたところでございました。

また、長年の悲願でありました新荒砥橋は令和2年度中の供用開始に向けて着々と工事を進めていただいていると。長井・白鷹間の西廻り幹線道路につきましては、山形県道路中期計画2028において2019年～2023年の間に調査に着手すると具体的に掲載されたところでもあります。

「防災」の分野につきましては、東日本大震災、そして平成25年、26年と2年連続の

豪雨災害など、立て続けに大きな災害に見舞われた経験・教訓を踏まえ、後期基本計画におきまして新たな施策の柱の1つとして追加した分野であり、注力してきたところでもあります。

豪雨災害で被害を受けた町道、林道、河川、農業用施設等の復旧を最優先に全力で取り組んできたところでもあります。

特にまちづくり複合施設におきましては、新たな防災拠点機能を備えており、災害発生時における初動期の対応を初め、災害の状況や規模に応じて関係機関との連携、役割分担など、柔軟な対応と円滑な指揮命令が可能な体制を構築してきたところでもあります。

そのほか、健全な行政運営を図るとともに、効率的・効果的かつ民間活力とそのサービスを大いに活用する観点で、保育園の民営化、学校給食共同調理場の民間委託や文化交流センターの指定管理者制度への移行など、行財政改革にも積極的に取り組んでまいったところでもあります。

このように、これまでまちづくりを着実に実施した結果、各分野に一定の効果があらわれてきたものと考えており、ひとえに議員の皆様を初め、町民の皆様のご理解とご協力のたまものであると認識をしているところでもあります。

しかしながら、特に人口減少につきましては、国レベルでも予想をはるかに超える状況となっております。本町におきましても人口減少緊急対策プロジェクトチームを設置するなど、実現可能な施策から全庁横断的に実施しているところではありますが、残念ながら歯どめがかかっていない状況であると認識をしております。

第6次白鷹町総合計画につきましては、白鷹町誕生から65年、立町以来の「快適で豊かな田園都市の創造」の思いをつなぎ、人口減少の動向など、さまざまな課題に適切に対応し、総合的かつ持続可能なまちづくりを進めるために、新たな将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」を掲げ、このたび策定をさせていただいたところでもあります。

計画策定には基本構想の策定段階から、「まちづくり町民会議」を初めとする町民の皆様とともに策定したものであり、町民の皆様とともに共創のまちづくりの理念のもと、着実に具現化してまいりたいと思っているところでもあります。

令和2年度をスタート年とする第6次白鷹町総合計画の前期基本計画では、新たな将来像の実現に向け、地域資源を生かし、相互補完し連携するまちづくりをコンパクト・プラス・ネットワークと位置づけ、各分野の施策のうち「人づくり」「産業・経済」「地域力」「定住化」の4つの分野を施策の柱として着実に進めることとさせていただいております。

本格的な人口減少社会におきましても、人と人とのつながり、豊かさを実感できる、そして住み続けることができる地域づくりを進めてまいりたいと考えているところであ

ります。

特に急速な人口減少に的確に対応するため、人口減少緊急対策として、道路交通網の整備促進、住宅整備基本構想に基づく住環境の整備、鮎貝地域商業施設と交流広場機能の整備など、住環境の整備等による白鷹版「職住育近接」を表現することで、20歳～30歳代の子育て世代の転出抑制と移住促進により定住人口を確保してまいりたいと考えているところでもあります。

そして、令和2年度の予算編成の重点、どうなのかということでもありますけれども、施政方針でも、そして先ほども述べさせていただきましたとおり、地域資源を生かし、相互補完し連携するコンパクト・プラス・ネットワークの推進のほか、「定住化」あるいは「人づくり」「産業・経済」「地域力」の4つの分野を柱として着実に進めることとしているところでございます。

具体的には、コンパクト・プラス・ネットワークの推進のため、新たな都市計画マスタープランに基づき、コンパクトで持続可能な都市の形成に向け、立地適正化計画の策定に取り組みつつ、そのネットワークの機能を果たす地域公共交通の1つであるデマンド型乗り合いタクシーの町外延伸の実証実験の実施のほか、拠点の1つであります東根地区コミュニティセンターの利便性や機能の向上を図るべく、大規模改修工事に着手してまいりたいと考えているところであります。

未来を支える人材育成を目指す「人づくり」の分野におきましては、引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援、婚活サポートなど、少子化対策を総合的に推進しつつ、新たに病児保育施設等の利用料の一部について支援を行ってまいり所存でもあります。

また、国際共通語であります英語力の向上に向け、小学校英語教育の充実を図るとともに、必修となるプログラミング教育にはICT支援員配置による授業支援を全小学校で実施しているところでございます。

さらに、少子化の中、将来を担うかけがえのない児童生徒を大切に育てさせていただくために、学校生活支援員の増員によりきめ細やかなサポート体制をさらなる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

白鷹らしい産業、域内経済循環の構築を目指す「産業・経済」の分野におきましては、本町の豊かな農産物等を活かし、農業者のみならず商工業者など多様な事業者が連携し付加価値を創出する第6次産業化の推進に向けて、新たに策定した第6次産業化の推進戦略を具現化してまいりたいと考えているところでございます。

また、林業の成長産業化に向け、引き続き森林境界の明確化を進めるとともに、首都圏での町産木材利用の検討など、新たな木材需要創出に向けた取り組みをしてまいりたいと考えているところであります。

そのほか、地域産業の活性化に向け、就労支援の改善に向けた取り組みを展開すると

ともに、新たに町内企業による正社員化に向けた取り組みを支援してまいりたいと思っております。

特に商業につきましては、人口減少により取り巻く環境が一層厳しいものとなっていると認識しております。地域交流商業施設に交流広場機能を付加しながら、買い物環境の充実を図るため、買い物困難地域の解消や高齢者等の買い物利便性向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

人と人がつながり豊かさを実感できる町を目指す「地域力」分野におきましても、今後も各コミュニティセンターが地域づくりの拠点となり、地域の創意工夫が発揮されるよう、地域づくり推進交付金等による支援を継続しつつ、高齢者福祉の充実に向け地域住民が主体となって運営する居場所づくりを支援し、参加する誰もが生き生きできる場の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

そのほか、町道の長寿命化のための舗装改修を初め、計画的な道路改良・維持補修等に取り組む、橋梁安全対策として老朽化している町道橋の補修工事を計画的に実施してまいりたいと考えているところでもあります。

また、医療の充実に向け、町立病院では山形県地域医療構想に対応し、回復期入院機能と在宅医療部門の充実を図り、地域包括ケアシステムの中軸としての役割をさらに強化してまいりたいと考えているところでございます。

新たな人の流れの形成を目指す「定住化」の分野におきましては、定住促進・転出抑制に向けた対策を強化するため、新たな子育て支援住宅の整備を進めつつ、関係人口の拡大に向けた取り組みや手続き、ふるさと移住応援プログラムの実施などを推進してまいりたいと思います。

以上、特徴的なことを申し上げましたが、これらの実施を初め、第6次白鷹町総合計画で掲げた各施策を確実に実行していくことで、新しい令和の時代にふさわしい、希望にあふれ、町民一人一人が生き生きと活躍し輝く未来につながる町を目指してまいり所存でございます。

さらにもう1点は、持続可能な財政運営をどのように考えているかというご質問でございました。これらについては、人口減少社会の中で税収等の自主財源の伸びがなかなか期待できないことや、まちづくり複合施設整備や老人福祉施設整備支援等の大規模プロジェクトが終了したことによる公債費の増加等の義務的経費の動向、これまで整備してきたストックの長寿命化など、町民の皆様の生活を守る対応、人口減少に対応し適応する財政需要も的確に見込みつつ、地方交付税等を初めとする地方財政対策を注視しながら、計画的に財政運営に当たらせていただいているところであります。

このような中におきましても、町民サービス、そして町民の皆様のニーズに第一に応え財政運営をしていくことが重要と考えておりますので、できるだけ有利な財源を確保しながらも、一般財源の確保の観点、そして将来負担の観点から財政調整基金等の有効

活用を図ることとしております。

また、本町においては起債を主な財源の一つとして財政運営を行っておりますが、当然ながら起債は公債費といった形で将来の負担とつながっていくものでもあります。他方、本町においては過疎債や補正予算債といった交付税措置のある有利な起債を有効活用しておりますので、起債残高における実質的な負担は約24%、28億9,000万円程度と見込ませていただいているところでございます。

起債残高がふえて公債費もふえるということは実質公債費比率や将来負担比率といった財政指標にも直接的に影響してくるものでありますが、現在積立金残高が新年度当初予算見込みで24億円程度であると、各基金の有効活用等の弾力的な対応によって財政負担の軽減も図られるものと認識をさせていただいているところでございます。

なお、基金につきましてはそれぞれの基金の設置の趣旨に沿って確実かつ効率的に運用を行うとともに、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努めたいと考えているところでございます。

これらの考え方を踏まえ、今後も計画的な公債費、基金の管理のもと町民サービスの水準を確保しつつ、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして総括質疑への答弁と差し上げます。

○議長（今野正明） 7番、小口尚司君。

○7番（小口尚司） 改めて第6次白鷹町総合計画前期基本計画のスタートに当たり持続可能なまちづくりの確かな道筋をつける重要なスタートの年であると思います。

一方で、ことし10月に佐藤町長の任期が満了となります。人口の減少、少子高齢社会が進行する中、強力なリーダーシップが必要かと思います。今後の調整のかじ取り役をどのように考えているのか伺います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほど来答弁させていただいてきたところでありますが、まちづくりににつきましては町民の皆様、議員の皆様の本当にご支援、ご協力のもと、本当に順調に進まさせていただいてきたなと認識をさせていただいているところでございます。

そういう状況を認識しながらも、最重要課題として取り組んでまいりました人口減少がなかなかとまらないということにつきましては、本当に予想をはるかに超える出生数の減、人口の社会減が進んでいる状況であると認識をさせていただいているところでございます。

また半面、町内事業者におきましては恒常的に人材不足という状況が起きている状況下でもあります。本当にこのような人口減少を含めた、あるいは労働者の不足ということを考えますと、どこかで大きな決断をし、人口減少に歯どめをかける施策を展開していかなければならないのではないかなとも考えているところでもあります。

それらを踏まえまして、次期調整のかじ取り役というご質問をいただいたわけでござ

いますが、新年度、第6次白鷹町総合計画がスタートする年でもあります。まだ本当のスタートということでありまして、緒についただけでありますので、第6次白鷹町総合計画の実現に向けて改めて道筋をつくり、町民の皆様方のご期待に応えるべく私は対応をしていきたいと考えているところでございます。

改めまして町民の皆様方の幸せ向上のためにも全力で次期も取り組ませていただきたいと思っておりますので、改めて議員の皆様方におきましてもご指導を賜りますことをお願い申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（今野正明） ほかに総括質疑。11番、関 千鶴子さん。

〔11番 関 千鶴子 登壇〕

○11番（関 千鶴子） 施政方針に関しまして次の点に特に特化してご質問いたします。

先ほどの小口議員の総括質疑とかぶる部分、重複する部分がありますけれども、改めて私からもご質問させていただきたいと思えます。

施政方針、予算の概要に第6次白鷹町総合計画のスタートに向けて、未来につながる町を目指し共創のまちづくりの理念のもと云々という記載がございます。共創のまちづくりの理念についてお聞きいたします。

以前、平成24年の6月議会で行ってございましたけれども、「私」は町長のことでございます。「私は協働の理念を踏まえ、多様な主体同士が連携し合い、新たな価値を生み出し、創造、発展していくことを目指す共創のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。自立したまちづくりを基本に、みんなで考え、みんなで決める真の地域主権を目指してまいりたいと考えているところでございます。今後とも協働のまちづくり条例が適切に機能していくために共創のまちづくりを基本理念とする第5次白鷹町総合計画を丁寧に進めてまいりたいと考えているところでございます」ということを町長は答弁しておられました。

そこで、引き続き第6次白鷹町総合計画でもこの理念は継承されるわけですが、第5次白鷹町総合計画期間中での共創のまちづくりを基本理念とし丁寧に進めてまいりたいとしたことへの所感をお伺いいたします。

次に、地域の担い手の育成のところ、生涯学習についてお聞きいたします。

平成29年3月に制定されました白鷹町生涯学習推進計画にこれまでの取り組みの成果と課題というところで、本町では中央公民館と6つの地区公民館、76の地区公民館分館を設置し、地域住民の活動を支援しながら積極的に生涯学習の推進に努めてきました。平成27年度より地区公民館が地区コミュニティセンターとなり、生涯学習のみならず地域振興も含むより広範な活動拠点施設となりましたが、職員体制や事業内容については基本的に地区公民館時代を踏襲した形で引き継いでいる、教育委員会と地区コミュニティセンターの連携が薄れた点も見受けられ、意識の共有と連携強化が課題となっていま

すといった記述がございます。

そして、白鷹町町立図書館指定管理者制度の導入等について、中間報告では、町立図書館に適した運営方法の検討とともに、中央公民館も含めた一体的な管理運営を見据えた検討を行っていくとしていらっしゃいますが、生涯学習の推進や拠点施設への考え方をお伺いしておきたいと思います。

次に、昨今新型コロナウイルス感染防止のためによる経済の影響が出ておりますが、それ以前の、先ほども町長の認識の中にもありましたけれども、当町の商業については人口減少により取り巻く環境が一層厳しいとの認識をしておられますが、今後当町の商業に対し町としての取り組みをどのように考えているのかをお伺いさせていただきます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 関議員の総括質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

第5次白鷹町総合計画を推進するということに、平成24年の6月の一般質問のときに丁寧に進めさせていただくという答弁をさせていただいたと自分もまた認識をさせていただいております。私の基本的な取り組みについては、その当時もこの共創のまちづくりということでの思いを話をさせていただいたところでございました。

そのようなことがあるということを前提に、また、協働のまちづくりは私が共創のまちづくりを打ち出したことで協働のまちづくりがなくなったということでは決してございませんし、その辺のご理解はお願いを申し上げたいということを前提にお話をさせていただきたいと思います。

町民の皆様と地域、あるいは企業、行政ということで、本当にそれぞれ白鷹町にお住まいになっておられる方々がそれぞれの役割と責任の中で、情報を共有しながら対等な関係で新たな価値を目指して発展していくということを共創のまちづくりという表現でさせていただいたところでございました。

第5次白鷹町総合計画におけるまちづくりの理念としてこれまでもいろいろ展開をさせていただいてきたところでございました。特に一つ一つの事業を展開していくときには、当然振興審議会というところでご審議をいただきますし、あるいは一つ一つの事業においてパブリックコメントを私どもでお願いをする、あるいは、毎年私は就任させていただいてからやってまいりましたまちづくり座談会、どうも最近は余り活発なご意見は少なくなってきたなと思うのですが、これもやはり人口減少の1つの悪い面かなとは認識しているところでございますが、ただ、やはりまちづくり座談会といえますか、それぞれの地区におけます座談会は非常に私は大切なことだと思っています。生の声をお聞きし、それを職員が1つの机に上げながら対応していくというプロセスが私にとっては非常に大切なものであるということでもあります。

ただ、やはり同じテーマでやるということもこれは課題もありますので、テーマを変

えながらやはり私はどういうものに特化しながらやっていくかということなどは大切なことかなと思っているところでございます。

そういうことを1つのきっかけとしながら、実現に向けてはやはり財源的な話もありますし、いろいろな制度もありますので簡単にはいかないわけですが、その実現に向けて努力するということと、実現に至った場合とのそれぞれの住民の皆様との信頼関係というものは本当に改めて構築されるものだなということを感じてきたところでございました。

まさしく第6次白鷹町総合計画におきましても、ただいま申し上げた第5次白鷹町総合計画で取り組んできた姿勢をそのまま私は傾注していきたい、傾倒していきたいと思っているところでございます。

特に今回の第6次の白鷹町総合計画では、先ほども申し上げさせていただきましたとおり町民会議ということでご議論を賜りながらつくってきたものでありますので、それらについては同じような対応をしてまいりたいと思っているところでございます。

2点目の生涯学習の推進、拠点施設ということでもありますけれども、実は平成27年に公民館からコミュニティセンターに変えさせていただいたと。実は私も職員時代に生涯学習課長を担当させていただいたところでございました。

その当時もいろいろ議論をさせていただいたところでございました。本当にこのような形の中で人口が減少していくと。そして、それぞれの生活サイクルが全く違ってきている時代に、果たして公民館という社会教育法の中で限定されている活動だけでいいのか。

特に具体的に申し上げますと、消防団員が防火の巡回するわけです。上がってきたときにはもう8時半とか9時になる。そこから反省会をしようと言いましても、公民館は使えないと。それは地域の皆さん方が考えるものであって、何とかそういうことをしながら、若い人が中心となっていていろいろなことをできるということなども認識していただければありがたいなという思いの中で、ずっと思ってきたところでありました。

これが全てが解決には絶対ならないということも私は認識をさせていただいております。いろいろなケース・バイ・ケースでございます。当然生涯学習という視点からの見方でいきますと公民館というものがよりスムーズに進んだのかなという思いもありますけれども、今それぞれのコミュニティセンターの状況などもお伺いいたしますと、やはり自分たちみずからいろいろな教室なども展開したり、いろいろな事業を町民の皆さんみずからやっておられるというケースもたくさん見ております。

ただ、それを我々がどうやって助長させていただけるかということだろうと思いますし、コミュニティセンターになったから教育委員会とまた違うんですよということでは決してない。やはり教育委員会は教育委員会としての町民の皆さんのそれぞれの活動に支援をさせていただけると、やはりそういうことなどもやっていきたいと考えている

ところでございます。

特に、きょう私もいるこのまちづくり複合施設でございますが、中央公民館もありますし図書館も併設させていただいております。今、新型コロナウイルスで大変使用を制限されている状況でございます。ぜひ利用の、出入り口にありますが、この利用に関してはもう全く毎日、おかげさまでという表現しかないわけですが、多種多様にわたっていろいろな教室もありますし、自分たちの勉強会もありますし、趣味の会などもあるようでございます。それは全部公表もしておりますので、ぜひごらんいただければその利用というものは非常に促進されているということはおわかりだと思います。

ただし、これだけではない。やはり地区のコミュニティセンターのお話も当然あるわけですし、それらとどうやってうまく連動していくかということについては、これからもいろいろ考えさせていただきたいと思っておりますし、もしこういうことがよりよろしいのではないかというご意見をいただければ、私はそれに沿った内容でいろいろ検討をさせていただきたいなと思っております。

そして、商業ということでございます。これはもう白鷹だけではないと。ご案内ありますとおり山形市における一番大きな商業施設がある日突然事業停止されたということで、混乱を招いていると。私どもの町もほぼ、違うと言えば違うのですが、私どもとしてはやはり我々の施設という思いの中で、そういう思いであったわけでございますが、残念ながら今月の10日でやめられるということであります。本当に残念至極としか言いようがありません。

これからの我々としては、今回の暖冬であり、少雪であり、そしていろいろな業界の中でも、例えば製造業であっても、ある特定の会社ではございますが、その材料を中国から輸入といいますか、中国でも工場があり、そこから送られてくるものがなかなか入りづらくなったということもあるようでございます。

そのようなことも含めながら、これから私どもとしてはいろいろ支援をさせていただくような展開をさせていただくということで、先ほども申し上げましたけれども、融資を本当に丁寧にやらせていただきたいと。

多分自治体で町村が無利子で、額は制限があるわけでございますが、そういう融資を私も提案できるというのは、逆に地域の皆様方からいろいろな声をいただいた結果として、これは早急につくらなければならないということで、担当課はもちろんですが、財政のほうも含めて検討した結果として提案をこれからさせていただくという状況になっているところであります。

そして、先ほども申し上げましたけれども、我々の商業施設として認識しておったものが3月10日でやめられるということは本当に残念でございますが、我々としてはこれから関係団体ともいろいろ調整をさせていただきながら取り組みをさせていただきたいと思っております。

本当に額的にも結構大きな額の関係でもありますので、これからも事業の継続をしていただくためにはこの融資というものは考えていきたいと思っております。何とぞよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（今野正明） 11番、関 千鶴子さん。

○11番（関 千鶴子） 第6次白鷹町総合計画でも共創のまちづくりを継承なさるという確認とともに、私は以前に議論させていただいたときに認識していたのは、町長の共創のまちづくりの基本にあるのはやはり平成16年に制定されました協働のまちづくり条例なのかなと思っているところでございます。

そして、先ほど情報の共有化ということの答弁がございましたけれども、改めてこの協働のまちづくり条例を見えますとやはり基本理念の中には町民と町は対等なパートナーとしてまちづくりに取り組むものだということですか、町民の権利といたしましては、町民は等しくまちづくりにかかわる権利を有する、そして、町の責務もございまして、町は公正かつ誠実に町政を運営し、基幹的な計画づくりや施策の実施、その評価など、町政への町民の参画の機会を確保し、町民と協力してまちづくりを推進しなければならない。

2つ目といたしましては、町は町政について町民に対し説明責任を果たし、町民との合意形成に努めなければならない。町は町民のまちづくり活動に適切に対応できる体制を整備しなければならない。これが私は基本原則なのかなと思っております。

余談ですけども、この条例には第17号に、この施行後5年を超えない期間ごとにこの条例がまちづくりの基本原則として適切に機能しているかを検討し、その結果を踏まえこの条例を見直すなど、必要な措置を講じるということをやっているようにございます。

なぜ私がこのようなことをお話するかといいますと、1つ例ですけども、町のシンボルでありました鷹、雄飛のご質問をさせていただいたときに、私はちょっと言葉が足らなかったのかなと思いますけれども、やはり当局から提案なさるときはやはり町民の方にフィードバックしてするというのが大事なのかなという思いがあって、町民の声を聞いてくださいということを申しました。

そのときに町民の声を聞かないでみたいな答弁がございまして、そして、その鷹の処分に関しましては区長会というご答弁もございました。そして、大変私も鮎貝、地元に住んでいながら商業施設を鮎貝まちづくり事業のときから商店が欲しいということをも十分にわかってはいたのですが、本当に楽しみにしている反面、私も地元の議員としてもう少し商店街の皆様方の気持ちを察することができなかったかなと思っております。

というのは、やはりずっと時系列的に見ましたら、2カ月程度の中で商店街の皆様方に対応のご返答を要求していたのかなと思いましたが、やはりもっと丁寧に進めていくべきかなと思ったところでございます。

確かに有利な財源ということはありませんけれども、それ以上にやはり合意形成ということをお大事にすることがやはり優先されなければならないのかなと思ったところでございます。

それから、生涯学習についてですけれども、確かに地区コミュニティセンターにかなりいろいろな隔たりもあるのかなということも感じております。本当に素晴らしい活動をしていらっしゃる場所もありますし、なかなか前に進めないところも若干あるのかなという気がいたしております。

そのときに、やはり生涯学習の中でいいのかなとは思いますが、以前に社会教育指導員という方がいらっしゃったなということを思いました。いろいろ企画立案ですとか、その事業のコーディネーター的なことを果たすという意味での人材が必要なのではないかなということを思っております。

社会教育主事の資格を持った職員もしくはその主事を育成するというのはなかなか難しい点もあるのかなと思いますので、その辺は何らかの人的な措置があってもいいのかなと思っているところでございます。

そのようなことで、今2点お話しさせていただきましたけれども、何か町長のご所見がありましたらお願いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 答弁になるかどうかちょっとわかりませんが、まず商業施設については私どもはかなり以前から地区からご要望があったものですから、以前から相当いろいろな形で状況をお聞きしながら、あるいは経営をぜひやっていただけないだろうかという話し合いをしてきた。これは直接副町長が担当しておりますので、後ほど答弁させていただきます。

鷹の塔の話ももっと丁寧にという話なのですが、私どもとしては使いたいと、初めから何とかやっていきたいということですが、結果的にあそこの鷹の塔をつくられた業者が残念ながらもう仕事を廃業しまして、同じ状況である会社に全部それはもう責任もお任せするということであつたわけでありまして。

それを確認して見ていただいたところ、改めて危険である。足が折れているということで、私どもとしてはこういう危険なものは展示できないという判断で議会にご報告申し上げてそういう対応はさせていただいた。それを住民の皆さんにという意味はちょっと私非常になかなか理解できない部分はあるのですが、というよりも危険なものはやはり展示できないと。

ですから、その今までの歴史というものはきちっと刻印をして、そこに入れろということに多分もうなっているはずであります。

そういうことを取り組んできたということで、一番大切なことは議会にご提案申し上げる前に我々としては調査できるものは調査すると。そして、町民の皆さんのご意見は

必要なものは当然いただくと。それが振興審議会であつたり座談会であつたりパブリックコメントであつたりするわけであります。

それは最終的にはやはり議会の議員の皆様は町民の代表者として選ばれてまいるわけですから、そちらにやはりそれぞれの案件については対応をさせていただくということになるのではないのかなと思っているところでございます。

なお、協働のまちづくりにつきましては、私も同じ議員をさせていただいたときに私も何度も当時の管理者に質問させていただきました。本当にこれでいいのですかという質問を何度もさせていただきました。

私はなぜかと申し上げますと、それぞれの役割というもの、行政の責務と。責務って何ですかと何度も私はお尋ねいたしましたけれども、結果的に責務というものは今関議員がおっしゃられた程度の話しかなかったと。

ということは、私何をあのとき質問したかわかりだと思うのですが、あの当時、農林課と建設課にまちづくりの応援の事業をする予算を配置しておりました。それは以前と全然変わらず同じような内容しかない。それはおかしいのではないですかという質問をさせていただいたときに、その協働のまちづくり条例というものは私が課題があり過ぎると。

ということは、町民の皆さんと行政の役割しかない。私は企業もあるし地域もあるしという思いの中で取り組みをさせていただいたと。今のある例えばまちづくり推進交付金などは地域という視点の中で私は入れさせた。それから、企業との懇談会などは私はやはり一緒に進めさせていただく。

決して協働のまちづくりが悪いとか何かでは決してございません。それが悪いということではなく、一方私は進化させるべきだという思いで取り組んできたということでございますので、何とぞひとつその辺はご理解賜りたい。

それから、先ほど申し上げましたように、私どもは相当時間をかけてその鮎貝地区におきます商業施設は取り組んできたと思っておりますので、その取り組みの経過については副町長から答弁させますのでよろしくお願いします。

○議長（今野正明） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） まず、今回の鮎貝地区における商業施設を今整備を図っているという背景につきましては、これは関議員も十分承知だと思いますが、鮎貝土地区画整理事業を導入したときにこの住環境をどうするかという大きな課題がありまして、その課題を解決するためにまちづくり交付金、国交省の補助事業などを導入しながら区画整理事業あるいは「あゆ一む」の文化施設、あるいはそれぞれの事業者が分譲する全体的な住環境を整備してきたという経過があります。

その中にも当然大事な生活のインフラとしての商業施設もあればいいなということで、いろいろご努力をなされたという経過があったと私も承知しておりますが、結果として

なかなかそれが実現に至らなかったと。

それからまたかなりの年数がたちまして、状況下の中で時がちょうど鮎貝まちづくりの座談会で行われましたけれども、そこで町民の方から、特に高齢者の方々から買い物に不便だということなども背景にあって、鮎貝地区にそういう施設があればいいなということがございました。

そのときにこれは大事なことだということで町長からの命がございまして、私はプロジェクトリーダーとして、それでどういうふう to これを実現させるかということで対応してきた経過がございまして、当然その中には地域の方々あるいは関係者の方々にもお話をさせていただいて、そういう部分での打診もさせていただきました。

ただ、この今の状況を見ますと、いわゆる新しくそこに資金を導入あるいは人的なパワーを導入してこの厳しい商業という分野でその担い手となっていくという判断までには恐らくなかなかできなかったのではないかと承知をしております。

そういう中において今般私どもの土地があつて、そこにいわゆる今の時代をいくコンビニエンスストアとそういう部分がタイアップできるような形で企業からお話がありまして、協定を結びながら今の事業を進めてきたという経過がございます。

これらを見ますと、やはり私どもはその財源といいますか、町民の方々の負担も少なく、そしてなおかつ今の時代に合った事業を展開できる、そして、なおかつそれが将来に向けても発展できるという観点で進めてきた経過がございます。

ただ、今ありましたように丁寧に、先ほどありました説明とかの部分については、私どもの自己満足ではなくて、それぞれ共有しながら進めていくことで初めてさくらの保育園のそばにある施設が生きていく、町民との交流できる施設となるだろうと予定をしておりますので、なお皆様方に今の状況等について説明をさせていただきましたけれども、今後ともよろしくお願いをしたいと思っています。

○議長（今野正明） 関 千鶴子さん。

○11番（関 千鶴子） 私も商業施設に関しましてはその経過等には認識させていただいているつもりでございます。ただ、ただいま例に出しました雄飛、そして商業施設につきまして、やはり私も町民の方からいろいろなことを言われます。そのときになかなかこういうことだと自信を持って言えない部分があったりするという中で、やはり今副町長からご答弁ありましたように合意形成に至る中でのプロセスを丁寧にさせていただくということを今後においても十分に考慮した中で行政運営していただけますことを要望したいと思います。

○議長（今野正明） 要望でよろしいですか。

町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 非常に大切な、私は行政の我々取り組む姿勢としては物すごい大事なお話だなと思っています。それはちょっと足らない部分などはどこかで出てくるかも

しませんが、できる限り私は透明度の高い、そして明るいまちづくりを進めていきたいというのは、私はもうそういう性格なものですから、そういう思いの中で行政執行は常に取り組みさせていただいているつもりでございます。

もし私どもが進める上で足りない部分がありましたら、逆にいろいろご指摘いただきながら、ともにまちづくりのために歩ませていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（今野正明） これで総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた令和２年度各会計予算９件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和２年度各会計予算９件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、３月１２日及び１３日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後１時１５分といたします。

休 憩 （午後０時０３分）

再 開 （午後１時１５分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次に移ります。

○議第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第１５、議第１１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第１１号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員鈴木和夫は、令和２年６月３０日に任期が満了するので、引き続き同人を候補者として推薦するため提案するものであります。

推薦する候補者、住所、白鷹町大字十王２９３１番地。氏名、鈴木和夫。生年月日、昭和２７年１１月１日。

何とぞ、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第11号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第16、議第12号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第12号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員向田美和子は、令和2年6月30日に任期が満了するので、引き続き同人を候補者として推薦するため提案するものであります。

推薦する候補者は、住所、白鷹町大字広野3098番地。氏名、向田美和子。生年月日、昭和33年1月1日。

何とぞ、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第12号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第17、議第13号 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きる

まちづくり条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第13号 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についての提案理由を申し上げます。

障がいを理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指すため提案するものであります。

健康福祉課長より詳細について説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第13号 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について。

白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を次のように制定する。

白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例。

制定要旨によりご説明いたします。制定要旨をごらんください。

本条例につきましては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して、基本理念及び町の責務等を定め、共生社会の実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 目的、本条例の目的を定めるものでございます。

第2条 定義、本条例の中で用いる用語の定義を定めるものでございます。

第3条 基本理念、障がいを理由とする差別の解消を推進するに当たっての基本理念を定めるものでございます。

第1号といたしまして、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を有する個人として尊重されること。

第2号といたしまして、障がいのある人の社会参加の機会が確保されること。

第3号といたしまして、障がいのある人の生活する地域の選択の機会が確保されること。

第4号といたしまして、障がいのある人が意思疎通や情報の取得または利用の手段を可能な限り選べるようにすること。

第5号といたしまして、町、町民及び事業者が障がいに関する相互理解の推進に取り組むこと。

第4条 町の責務、町の責務として障がいに対する町民及び事業者の理解促進と差別解消についての施策の推進を図ることを定めるもの。

第5条 町民及び事業者の役割、町民及び事業者は障がいに対する理解と町の施策の推進に協力するよう努めることを定めるもの。

第6条 町における障がいを理由とする差別の禁止。

第1項 町における不当な差別的取り扱いの禁止を定めるもの。

第2項 町は障がいのある人に対し合理的配慮をしなければならないことを定めるもの。

次のページをごらんください。

第7条 事業者における障がいを理由とする差別の禁止。

第1項 事業者における不当な差別的取り扱いの禁止を定めるもの。

第2項 事業者は障がいのある人に対し合理的配慮をするよう努めることを定めるもの。

第8条 広報及び啓発、町は町民及び事業者の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発活動に取り組むことを定めるもの。

第9条 相談体制の整備。

第1項 町は差別に関する相談窓口となり、相談体制の整備を図ることを定めるもの。

第2項 町は相談についての事実確認、調査、助言及び情報提供、関係者間の調整等を行うことを定めるもの。

第10条 協議の場の設置、差別解消支援地域協議会の設置について定めるもの。

第11条 委任、条例の施行に関し必要な事項は別に定めるもの。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第13号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第18、議第14号 白鷹町地域交流施設の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第14号 白鷹町地域交流施設の設置及び管理に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町地域交流施設の設置及び管理に関する事項を定めるため提案するものであります。

詳細については商工観光課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） ご説明いたします。

議第14号 白鷹町地域交流施設の設置及び管理に関する条例の設定について。

白鷹町地域交流施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

白鷹町地域交流施設の設置及び管理に関する条例。

制定要旨をごらんください。

本条例につきましては、白鷹町地域交流施設の設置及び管理について、使用許可及び指定管理等の事項を定めるものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 設置、買い物環境の整備及び活力ある地域形成を図るため、白鷹町地域交流施設を設置するもの。

第2条 名称及び位置、施設の名称及び位置を定めるもの。名称、白鷹町地域交流施設。位置、白鷹町大字鮎貝7005番地外。

第3条 施設、施設の構成について定めるもの。

第1号 地域交流商業施設。

第2号 駐車場。

第4条 管理、施設に管理について定めるもの。

第5条 使用の許可、施設の使用の許可についてあらかじめ町長の許可を受けなければならない旨を定めるもの。

第6条 使用の不許可、施設の使用の不許可について定めるもの。

第7条 使用の変更の許可、施設の使用許可を受けた事項の変更について定めるもの。

第8条 原状回復の義務、施設の使用後の原状回復の義務について定めるもの。

第9条 使用許可の取り消し等、施設の使用許可の取り消し、使用の制限、停止について定めるもの。

裏面をごらんください。

第10条 損害賠償、使用者が施設を損傷、滅失した場合の損害賠償等について定めるもの。

第11条 指定管理者による管理、指定管理者に施設の管理を行わせることができることを定めるもの。

第12条 指定管理者の指定の手続き、指定管理者の指定手続きについて定めるもの。

第13条 委任、この条例の施行に関して必要な事項について規則で定めるもの。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第19、議第15号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第15号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の減免規定の追加等を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第15号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、国民健康保険法により給付の制限を受ける被保険者に対する減免に関する規定等について所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第24条第1項 減免、改、減免対象について国民健康保険法第59条の適用により給付の制限を受ける被保険者、例として刑事施設に収容された者を追加するとともに、旧被扶養者に係る減免の取り扱いについて文言の整理を行うもの。

旧被扶養者とは、社会保険等の加入者本人が後期高齢者医療保険に移行したことにより、当該加入者に扶養されていた者で国民健康保険に加入した者を言う。

第24条第2項 改、やむを得ない事情により指定の期限まで減免申請をすることが著しく困難な場合の特例について規定するもの。

第24条第3項 新、減免に必要な申請書等について規則に委任するもの。

第24条第4項 改、条項を繰り下げるもの。

附則。この条例は、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第20、議第16号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第16号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、鈴木克仁君。

○町民課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

議第16号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録を受けることができない者から成年被後見人が削除されたことに伴い、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第2条第2項 登録の資格、改、印鑑登録を受けることができない者について、成年被後見人から意思能力を有しないと町長が認める者に改めるもの。

第5条第3項 登録印鑑、改、文言の整理を行うもの。

第6条第1項第3号 登録事項、改、文言の整理を行うもの。

第6条第1項第7号 改、文言の整理を行うもの。

附則。この条例は、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第21、議第17号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第17号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

についての提案理由を申し上げます。

幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設等が支払いを受けることのできる食事の提供に要する費用の範囲等を改めるため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第17号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明を申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設が支払いを受けることのできる食事の提供に要する費用の範囲を改めるとともに、文言等の整理を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第3条第1項 一般原則、改、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、事業者の運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置づけたもの。

第5条第1項 内容及び手続きの説明及び同意、改、重要事項説明書に記載すべき費用の範囲を明確にするとともに、文言の整理を行うもの。

以下、文言の整理という言葉が出てきますけれども、今回法の改正により変更となる文言の主なものとしては、ここに記載しておりますが、「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定子ども」、「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」という形で変更されているものでございます。

第6条第1項から第5項 正当な理由のない提供拒否の禁止等。

第7条第2項 あっせん、調整及び要請に対する協力。

第8条 受給資格等の確認。

第9条第1項及び第2項 教育・保育給付認定の申請に係る援助 いずれも改、文言の整理を行うもの。

次ページをお開きください。

第10条 心身の状況等の把握。

第11条 小学校等との連携、改、文言の整理を行うもの。

第13条 利用者負担額等の受領。

第1項 改、無償化に伴い特定教育・保育施設に利用者負担額（保育料）を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもの保護者に限定するもの。

第2項、第3項 改、文言の整理を行うもの。

第4項 改、特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用の範囲を1号認定子どもと2号認定子どもの主食費・副食費と規定するほか、支払いの免除対象について規定するとともに、文言の整理を行うもの。

第5号 改。

第6項 改、文言の整理を行うもの。

第14条 施設型給付費の額に係る通知等。

第1項 改、第2項 改、文言の整理を行うもの。

第15条 特定教育・保育の取り扱い方針、改、引用条項の整理を行うもの。

第16条第2項 特定教育・保育に関する評価等。

第17条 相談及び援助。

第18条 緊急時等の対応。

第19条 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知、改、文言の整理を行うもの。

第20条 運営規定、改、運営規定に定めるべき費用の範囲を明確にするとともに、文言の整理を行うもの。

第21条第1項及び第2項 勤務体制の確保等。

第24条 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則。

第25条 虐待等の禁止。

第26条 懲戒に係る権限の乱用禁止、改、文言の整理を行うもの。

第27条第1項から第3項 秘密保持等。

第28条第1項 情報の提供等。

第30条第1項、第3項及び第4項 苦情解決。

第32条第2項及び第4項 事故発生の防止及び発生時の対応。

第34条第2項 記録の整備。

第35条第1項及び第2項 特別利用保育の基準、改、文言の整理を行うもの。

第35条第3項、改、特別利用保育を提供する場合の基準の読みかえ規定を整理するもの。

第36条第1項及び第2項 特別利用教育の基準、改、文言の整理を行うもの。

第3項 改、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえ規定を整理するもの。

第37条 利用定員、改、文言の整理を行うもの。

第38条 内容及び手続きの説明及び同意、改、重要事項説明書に記載すべき費用の範囲を明確にするとともに、文言の整理を行うもの。

第39条 正当な理由のない提供拒否の禁止等。

第1項 改、文言の整理を行うもの。

第2項 改、特定地域型保育の対象となる子どもの範囲を明確にするとともに、文言の整理を行うもの。

第3項 改、文言の整理を行うもの。

第4項 特定地域型保育の対象となる子どもの範囲を明確にするもの。

第40条第2項 あっせん、調整及び要請に対する協力。

第41条 心身の状況等の把握、改、特定地域型保育の対象となる子どもの範囲を明確にするもの。

第42条 特定教育・保育施設等との連携、改、特定地域型保育の対象となる子どもの範囲を明確にするとともに、特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携について規定するもの。

第43条第1項から第6項 利用者負担額等の受領、改、文言の整理を行うもの。

第46条 運営規定、改、運営規定に定めるべき費用の範囲を明確にするもの。

第47条第1項及び第2項 勤務体制の確保、改、特定地域型保育の対象となる子どもの範囲を明確にするもの。

第49条第2項 記録の整備、改、特定地域型保育の対象となる子どもの範囲を明確にするとともに、文言の整理を行うもの。

第50条 準用、改、読みかえ規定を整理するもの。

第51条 特別利用地域型保育の基準。

第1項 改、文言の整理を行うもの。

第2項 改、特別利用地域型保育の対象となる子どもの範囲を明確にするとともに、文言の整理を行うもの。

第3項 改、読みかえ規定を整理するもの。

第52条 特定利用地域型保育の基準。

第1項及び第2項 改、文言の整理を行うもの。

第3項 改、読みかえ規定を整理するもの。

附則第2条 特定保育所に関する特例、改、読みかえ規定を整理するもの。

附則第3条 施設型給付費等に関する経過措置、改、附則第3条を削除するもの。

附則第5条 連携施設に関する経過措置、改、経過措置期間を延長するもの。

附則。この条例は、公布の日から施行するもの。

なお、幼児教育・保育の無償化につきましては昨年10月から実施をしておるわけですが、本条例の基準となります内閣府令におきまして市町村の条例が制定、施行されるまでの間は基準布令に定める基準は当該市町村の条例で定める基準とみなすという経過措置がございまして、今回の改正はその経過措置期間中に本町の基準を改正するた

めの対応でございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第22、議第18号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第18号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員のみなし支援員に係る経過措置期間の改正を行うため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第18号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

本条例につきましては、放課後児童クラブの開所時間中に常時配置すべき放課後児童支援員に関しまして、みなし支援員としての配置が認められている経過措置期間の延長を図り、支援員に必要な研修を受講いただく期間を確保することによりまして、学校の長期休業期間中の開所時間の延長や職員の病気等により支援員が欠けることなどないよう、必要な措置を講ずるものでございます。

以上です。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第23、議第19号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第19号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

消費税率引き上げによる財源により低所得者の介護保険料を軽減するほか、保険料の減免規定の追加等を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第19号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。

本条例につきましては、消費税率の引き上げに伴いまして、令和２年度から負担軽減措置が完全実施となることから、低所得者の保険料率の算定に関する基準を改めるほか、介護保険法により給付の制限を受ける被保険者に対する減免に関する規定について必要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第３条 保険料率等。

第２項 改、第１号被保険者の第１段階保険料を令和元年度２万６,３２５円としておりましたものを、２万１,０６０円に改めるものでございます。

第３項 改、同じく第２段階の保険料を４万３,８７５円から３万５,１００円に改めるものでございます。

第４項 改、第３段階の保険料を５万８９５円から４万９,１４０円に改めるものでございます。

第９条 保険料の減免。

第１項第５号 新、保険料の減免対象につきまして、介護保険法第６３条の適用により給付の制限を受ける被保険者を追加するものでございます。

第１項第６号 改、号を繰り下げるもの。

第２項 改、やむを得ない事情により指定の期限までに減免申請することが著しく困難な場合の期限の特例について規定する。

附則第１項 施行期日、この条例は公布の日から施行し、第３条、保険料の改正でございますが、については令和２年４月１日から施行するもの。

第２項 経過措置、第３条に規定する改正後の保険料は令和２年度に適用し、令和元年度以前の保険料については従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第１９号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第24、議第20号 白鷹町営住宅条例及び白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第20号 白鷹町営住宅条例及び白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

民法の一部改正等に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細については建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

議第20号 白鷹町営住宅条例及び白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町営住宅条例及び白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町営住宅条例及び白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をごらんください。

この改正につきましては、民法の一部改正等に伴い、敷金に係る規定等を整備するものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順でご説明申し上げます。

第1条 白鷹町営住宅条例の一部改正。

第5条第5号及び第7号 公募の例外。

第9条第4項 入居者の選考。

第11条第1項及び第3項 住宅入居の手続き、改、文言を整理するもの。

第19条第3項 敷金、新、町は敷金の未納の家賃等の履行されない債務の弁済に充てることができることを明記するもの。

第19条第4項及び第5項 改、入居者が住宅を明け渡すとき、敷金はその時点までに生じた債務の不履行額等を控除した額を返還することを明記し、条項を整理するもの。

第21条第1項及び第3項 修繕費用の負担。

第22条第4号 入居者の費用負担義務、改、修繕費用の負担に関し、入居者が負担する内容について特約を締結することとなるため、所要の文言を整理するもの。

次のページをごらんください。

第36条第1項 収入状況の報告の請求等、改、引用条項等を整理するもの。

第42条第3項 住宅の明渡請求、改、法定利率が変動制に変更されることに伴い、不正入居者に住宅の明渡請求を行った場合の利息請求時の利率の規定等を改めるもの。

第51条第3項 保証金、改、引用条項等を整理するもの。

第2条 白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第9条第1項 住宅入居の手続き、改、文言を整理するもの。

第15条第2項 敷金、新、町は敷金を未納の家賃等の履行されない債務の弁済に充てることができることを明記するもの。

第15条第3項及び第4項、改、入居者が住宅を明け渡すとき、敷金はその時点までに生じた債務の不履行額等を控除した額を返還することを明記し、条項を整理するもの。

附則第1項 施行期日。この条例は令和2年4月1日から施行し、白鷹町営住宅条例第5条第5号及び第7号、第9条第4項、第11条第1項及び第3項並びに第36条第1項の改正規定は公布の日から施行するもの。

附則第2項 経過措置。令和2年4月1日前に到来した支払期に係る利息請求時の利率は従前のおりとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第25、議第21号 白鷹町上水道給水条例及び白鷹町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第21号 白鷹町上水道給水条例及び白鷹町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町簡易水道事業及び飲料水供給事業を、白鷹町上水道事業に統合することに伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

議第21号 白鷹町上水道給水条例及び白鷹町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町上水道給水条例及び白鷹町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町上水道給水条例及び白鷹町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、白鷹町簡易水道事業及び飲料水供給事業を白鷹町水道事業に統合することに伴い、給水区域及び給水人口等を改めるものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順で説明申し上げます。

第1条 白鷹町上水道給水条例の一部改正。

題名。改、題名を改めるもの。

第2条第1項 給水区域、改、給水区域に大瀬、針生、細野を加えるもの。

第2条 白鷹町水道事業等の設置等に関する条例の一部改正。

題名。改、題名を改めるもの。

第1条 水道事業等の設置、改、文言の整理を行うもの。

第2条 法の適用、改、第2条を削除するもの。

第3条第1項 経営の基本、改、文言の整理を行うもの。

第3条第3項 給水人口を1万2,900人に改めるもの。

第3条第4項 1日最大給水量を4,800立方メートルに改めるもの。

第4条第1項及び第4条第2項 組織、改、文言の整理を行うもの。

第5条 特別会計、改、第5条を削除するもの。

第6条 重要な資産の取得及び処分。

第7条 議会の同意を要する賠償責任の免除。

第8条 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等。

第9条第1項、第9条第2項 業務状況説明書類の作成、改、文言の整理を行うもの。

附則第1項 施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町簡易水道給水条例の廃止、白鷹町簡易水道給水条例を廃止するもの。

附則第3項 経過措置、この条例の施行日の前日までに行われた簡易水道事業の処分、手続き等について改正後の白鷹町水道給水条例の相当規定によりなされたものとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時20分といたします。

休 憩 （午後2時05分）

再 開 （午後2時20分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第22号～議第27号までの上程、説明、付託

○議長（今野正明） 日程第26、議第22号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第31、議第27号 令和元年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上令和元年度各会計補正予算6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第22号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第22号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国内の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本町においても感染症対策本部の設置を行い、暖冬少雪や町内商業施設の閉鎖とあわせ、町内経済に対し、白鷹町地域経済変動対策としての利子補給制度の創設を行うとともに、国の補正予算に対応し、担い手確保・経営強化支援事業や消防団活性化事業について計上するほか、保育園運営委託料等の福祉関連施設等について所要の措置を講ずるものであります。

また、今後見込まれる財政需要等に備え、減債基金等への積み立てを行うものであります。

財源調整といたしましては、国県支出金、地方債及び繰入金等で対処するものであります。このほか、繰越明許費の設定を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,630万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億743万1,000円とするものであります。

なお、新年度の地域経済変動対策についても、状況を鑑み切れ目のない対応を行う所存であります。

なお、内容については総務課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） 説明いたします。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

議第22号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,630万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億743万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

次のページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

2款地方譲与税、140万円の減額、9,830万円。

3款利子割交付金、90万円の減額、110万円。

4款配当割交付金、50万円の減額、280万円。

6款地方消費税交付金、570万円の減額、2億3,700万円。

9 款地方特例交付金、1,100万円の減額、2,019万3,000円。
12款分担金及び負担金、109万8,000円の減額、3,854万5,000円。
13款使用料及び手数料、641万5,000円の減額、3,865万6,000円。
14款国庫支出金、217万1,000円、6 億8,519万7,000円。
15款県支出金、3,450万、7 億9,042万7,000円。
16款財産収入、82万円、761万1,000円。
17款寄附金、1,900万円、8,500万1,000円。
18款繰入金、42万2,000円の減額、5 億466万5,000円。
19款繰越金、315万円、5 億6,351万1,000円。
21款町債、1,590万円の減額、16億3,640万円。
歳入合計、1,630万6,000円、93億743万1,000円。
続いて、歳出でございます。

2 款総務費、3,993万8,000円、23億849万3,000円。
3 款民生費、660万1,000円の減額、22億7,663万9,000円。
4 款衛生費、1,068万1,000円の減額、5 億9,201万1,000円。
5 款労働費、2,000円、2,698万4,000円。
6 款農林水産業費、3,032万6,000円、6 億5,033万円。
7 款商工費、287万円、5 億8,879万7,000円。
8 款土木費、1,730万6,000円の減額、6 億5,546万1,000円。
9 款消防費、270万9,000円の減額、3 億6,100万3,000円。
10款教育費、1,246万9,000円の減額、6 億4,226万9,000円。
11款災害復旧費、622万7,000円の減額、1 億977万円。
12款公債費、83万7,000円の減額、9 億6,039万円。
歳出合計、1,630万6,000円、93億743万1,000円。

次のページ、第2表。

繰越明許費。

款、事業名、金額を申し上げます。

6 款農林水産業費、担い手確保・経営強化支援事業、3,404万7,000円。
11款災害復旧費、農地豪雨災害復旧事業、2,300万円。林業豪雨災害復旧事業550万円。

第3表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

鮎貝小学校プール改修事業、令和元年度から令和2年度、3,570万円。

蚕桑小学校屋根改修事業、令和元年度から令和2年度、3,435万円。

桜の里づくり推進事業、令和元年度から令和2年度、98万2,000円。

白鷹町地域経済変動対策利子補給、令和元年度から令和6年度、2,000万円。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

初めに追加でございます。

起債の目的、限度額を初めに申し上げます。

緊急防災・減災事業、2,210万円。

緊急自然災害防止対策事業、1,540万円。

起債の方法、利率につきましては、借入先との協定による。

償還の方法につきましては、借入先の貸付条件による。

ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借りかえることができるでございます。

続いて、変更でございます。

起債の目的、公共事業等、限度額を130万円減額いたしまして、2,870万円に。

過疎対策事業、2,770万円減額し、11億2,300万円に。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

続いて、廃止でございます。

自然災害防止事業につきまして廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第23号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第23号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事業の実施に伴う国庫支出金等の変更等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、国庫支出金、繰入金及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、鮎貝第二汚水幹線更新事業に係る繰越明許費の設定を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3,475万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億8,253万3,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明させますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第23号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,475万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,253万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次のページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計の順でご説明申し上げます。

歳入。

3款国庫支出金、1,950万円の減額、9,400万円。

4款繰入金、1,730万6,000円の減額、1億6,010万2,000円。

5款繰越金、664万1,000円、1,477万5,000円。

6款諸収入、1,021万1,000円、6,907万2,000円。

7款町債、1,480万円の減額、1億420万円。

歳入合計、3,475万4,000円の減額、5億8,253万3,000円。

次のページをごらんください。

歳出。

1款公共下水道費、3,475万4,000円の減額、3億3,525万2,000円。

歳出合計、3,475万4,000円の減額、5億8,253万3,000円でございます。

次のページ、第2表 繰越明許費。

款、事業名、金額の順で申し上げます。

1款公共下水道費、鮎貝第二汚水幹線更新事業、1,587万。

続きまして、第3表 地方債補正。

変更。

起債の目的、公共下水道事業一般分、補正後の限度額が740万円の減額で5,220万円、過疎対策事業、補正後の限度額が740万円の減額で5,200万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第24号 令和元年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第24号 令和元年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険税の収納実績に合わせた調整及び給付実績に基づく保険給付費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、国民健康保険税、県支出金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ4,916万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億447万7,000円となるものであります。

内容については町民課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 町民課長、鈴木克仁君。

○町民課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議第24号 令和元年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,916万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億447万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

1 款国民健康保険税、1,437万円の減、2億3,865万1,000円。

3 款県支出金、5,197万1,000円の減額、10億9,079万4,000円。

4 款財産収入、6万5,000円、9万1,000円。

5 款繰入金、694万7,000円、1億6,005万1,000円。

6 款繰越金、678万3,000円、1,113万1,000円。

7 款諸収入、295万5,000円、333万1,000円。

8 款国庫支出金、42万6,000円、42万6,000円。

歳入合計、4,916万5,000円の減額、15億447万7,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

1 款総務費、173万3,000円の減額、889万1,000円。

2 款保険給付費、5,330万円の減額、10億5,747万3,000円。

5 款保健事業費、74万5,000円の減額、2,706万9,000円。

7 款諸支出金、661万3,000円、1,390万9,000円。

歳出合計、4,916万5,000円の減額、15億447万7,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第25号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第25号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、特定地域生活排水処理事業費の確定による事業費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2,552万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億5,067万8,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第25号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,552万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,067万8,000円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計の順でご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、360万円の減額、340万円。

3 款国庫支出金、678万5,000円の減額、371万6,000円。

4 款県支出金、16万円の減額、80万円。

5 款繰入金、428万3,000円の減額、9,366万8,000円。

6 款繰越金、440万1,000円、610万2,000円。

8 款町債、1,510万円の減額、1,370万円。

歳入合計、2,552万7,000円の減額、1 億5,067万8,000円。

次のページをごらんください。

歳出。

1 款農業集落排水事業費、2,552万7,000円の減額、8,766万7,000円。

歳出合計、2,552万7,000円の減額、1 億5,067万8,000円。

次のページをごらんください。

第2表 地方債補正。変更。

起債の目的、下水道事業（特定地域生活排水処理施設事業・一般分）、補正後の限度額が760万円の減額で410万円、過疎対策事業、限度額が750万円の減額で680万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第26号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第26号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険給付事業の見込みに基づく保険給付費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金及び繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ4,329万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ17億7,737万円となるものであります。

なお、内容については健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1 ページをお開き願います。

議第26号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,329万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,737万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

3 款国庫支出金、3,031万4,000円の減額、3億9,680万3,000円。

4 款支払基金交付金、4,690万2,000円の減額、4億721万2,000円。

5 款県支出金、1,983万7,000円の減額、2億3,464万6,000円。

6 款財産収入、4万9,000円、7万5,000円。

7 款繰入金、5,370万5,000円、3億2,752万9,000円。

歳入合計、4,329万9,000円の減額、17億7,737万円。

3 ページをお開き願います。

歳出。

2 款保険給付費、4,328万1,000円の減額、15億8,939万3,000円。

3 款地域支援事業費、6万7,000円の減額、7,801万6,000円。

4 款基金積立金、4万9,000円、4,291万9,000円。

歳出合計、4,329万9,000円の減額、17億7,737万円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第27号 令和元年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第27号 令和元年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、後期高齢者医療保険料の収納実績に合わせ、後期高齢者医療広域連合納付金の調整を行うものであります。

対応する財源といたしましては、後期高齢者医療保険料等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,186万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,069万7,000円となるものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、鈴木克仁君。

○町民課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議第27号 令和元年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,186万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,069万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1,099万1,000円、1億430万2,000円。

3 款繰入金、7万1,000円の減額、4,442万4,000円。

4 款繰越金、94万7,000円、181万7,000円。

歳入合計、1,186万7,000円、1億5,069万7,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1,186万7,000円、1億4,778万4,000円。

歳出合計、1,186万7,000円、1億5,069万7,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和元年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和元年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、3月6日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。
ご苦労さまでした。

延 会

〈午後 2 時 5 4 分〉